

専門家派遣事業 実施要綱

(目的)

第1条 本事業は、税理士、行政書士、社会保険労務士、中小企業診断士、IT 関係者及びファンドレイザー等（以下「専門家」という。）を県内NPO等に派遣等することで、組織運営上の課題解決を図ることを目的とする。また、この仕組みを確立することで、県内NPO等の支援基盤の拡充を図る。

(事業概要)

第2条 本事業は、公益財団法人とっとり県民活動活性化センター（以下「センター」という。）が専門家を登録し、センターの調整・マッチングのもと、専門家が組織・経営基盤の整備・強化及び事務力の向上等、組織運営上の課題解決を求めるNPO等の支援に入ってアドバイスを行うとともに、NPO等への理解を深める機会とする。

2 センターは、専門家の募集・管理、NPO等への紹介及びマッチング等を行う。

(専門家登録の対象及び登録方法)

第3条 登録対象は、鳥取県内で活動を行う専門家で、NPO等の組織運営上の課題解決の支援に協力できる者とする。

2 登録を希望する者は、「専門家登録申請書（様式第1号）」をセンターへ提出し、センターと面談あるいは電話等でのヒアリングを行った上で登録することができる。

3 登録を行った専門家（以下「登録者」という。）の情報は、氏名、アドバイスに係る資格や専門性等、申請書に記載されている範囲で公開するものとする。

(専門家派遣の進め方)

第4条 センターは、組織運営の解決に資する専門家を対象に登録の呼びかけを行うとともに、NPO等を対象に本事業の周知を図る。

2 登録者は、センターがマッチングするNPO等への個別派遣及び無料相談会等への派遣に対応する。また、センターの要請によりセンター事業への派遣に対応する。やむを得ない理由によって専門家を派遣できないとセンターが認めた場合に限り、電話やオンラインによる相談対応を行うことができる。

(個別派遣の進め方と留意点)

第5条 NPO等からの個別の専門的な相談に対応する登録者の個別派遣の活用は、1団体につき年間（センターの事業年度）最大2回までとし、1回あたり1時間以上2時間以内とする。ただし、専門家の紹介はこの限りではない。

2 派遣を希望するNPO等（以下「申請NPO」という。）は、「専門家派遣申請書（様式第2号）」をセンターへ提出する。

3 センターは、申請NPO等に事前ヒアリングを行った上で、専門家派遣に関する説明及びマッチングを行う。ただし、登録者が申請NPO等の正会員、役員である場合又はすでに契約して業務として携わっている場合を除く。

4 NPO等に派遣される登録者の支援業務には、原則センターが同席する。

5 支援業務が終了した場合、支援を行った登録者及び支援を受けたNPO等は、それぞれ「専門家派遣報告書（専門家用）（様式第3号）」、「専門家派遣報告書（NPO等用）（様式第4号）」をセンターに提出する。

6 支援を行った登録者は、前項に規定する「報告書」が受理された後、別表に従い算出した謝金及び旅費をセンターに請求する。

7 センターは、前項の規定による正当な請求書を受理した日から14日以内に支払いを行う。

8 センターは、実施業務の成果と課題をとりまとめ、次年度以降のNPO等支援の仕組みづくりに反映させる。

9 支援業務には、専門家の団体への相談対応以外に、法務局等、専門機関での相談に対する専門家の同席を要する場合も含まれる。

(無料相談会等への派遣の進め方と留意点)

第6条 センターが開催する無料相談会への登録者の派遣において、NPO等の相談時間は、1団体につき30分までとする。ただし、登録者及びセンターの判断により延長する場合はこの限りでない。

- 2 登録者の1日あたりの対応時間は、原則2時間以内とする。
- 3 無料相談会等には、原則センターが同席する。
- 4 支援を行った登録者は、無料相談終了後、別表に従い算出した謝金及び旅費をセンターに請求する。
- 5 センターは、正当な請求書を受理した日から14日以内に支払いを行う。
- 6 センターは、実施業務の成果と課題をとりまとめ、次年度以降のNPO等支援の仕組みづくりに反映させる。
- 7 無料相談会等の1団体あたりの活用回数に制限はない。また、個別派遣の回数に加算されない。

(センター事業への派遣の進め方と留意点)

第7条 センターは、前項に規定する派遣以外に、専門家の意見・アドバイスを必要とするセンター事業に対して、センターの判断により登録者の派遣を行う。

- 2 登録者の1日あたりの対応時間は、原則2時間以内とする。
- 3 支援業務が終了した場合、支援を行った登録者は、「専門家派遣報告書(専門家用)(様式第3号)」をセンターに提出する。
- 4 支援を行った登録者は、前項に規定する「報告書」が受理された後、別表に従い算出した謝金及び旅費をセンターに請求する。
- 5 センターは、正当な請求書を受理した日から14日以内に支払いを行う。
- 6 センターは、実施業務の成果と課題をとりまとめ、次年度以降のNPO等支援の仕組みづくりやセンター事業に反映させる。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本事業について必要な事項は、事務局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年4月10日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年8月16日から施行する。

この要綱は、令和7年5月8日から施行する。

別表

経費科目	経費	備考
謝金	12,000円	1日(1回あたり1時間以上2時間以内)
旅費	実費を支給	センターの規程に基づき支払う